

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月5日
【会社名】	株式会社イグニス
【英訳名】	IGNIS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 錢 鋳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 彰彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 彰彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第14回新株予約権) その他の者に対する割当 7,900,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 3,057,900,000円  (第15回新株予約権) その他の者に対する割当 2,369,500円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,752,369,500円  (第16回新株予約権) その他の者に対する割当 1,792,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,451,792,000円  (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	10,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	7,900,000円
発行価格	新株予約権1個につき790円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	平成30年3月22日(木)
割当日	平成30年3月22日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

(注) 1. 第14回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第15回新株予約権及び第16回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年3月5日付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)における当社普通株式の取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り捨てる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、1,525円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 交付株式数の上限 1,000,000株(平成29年12月31日時点の発行済株式総数に対する割合は7.45%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,532,900,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「割当株式数」という。)は100株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「行使価額」という。)は、当初、3,050円とする(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「当初行使価額」という。)。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い修正又は調整される。</p>

## 3. 行使価額の修正

行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等」欄外注記第7項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「修正日」という。)に、修正日の直前の取引日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「算定基準日」という。)の取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額とする。以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第4項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の取引所における当社普通株式の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、かかる修正後の行使価額が1,525円(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

## 4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをすときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権を保有する者(以下、文脈に応じて個別に又は第15回新株予約権を保有する者及び第16回新株予約権を保有する者と総称して「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項第(2)号に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,057,900,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年3月23日(当日を含む。)から平成33年3月22日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 青山支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり790円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「(4) 本スキームの特徴 ( ) 他の資金調達方法との比較」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、ドイツ銀行グループより提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「(4) 本スキームの特徴 ( ) メリット」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴 ( ) デメリット」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社グループの主要な事業領域であるスマートフォン向けアプリ市場は、スマートフォンの普及等を背景に引き続き拡大し、平成33年の市場規模は6兆3,000億ドルに達する見込みであります(注1)。また、AR(Augmented Reality: 拡張現実)/VR(Virtual Reality: 仮想現実)の世界市場規模は平成33年には18兆円超にまで達すると予測されており(注2)、オンライン恋活・婚活マッチングサービス市場についても、平成30年の国内市場規模が前年比131%の273億円に達すると予測されております(注3)。

このような経営環境の下、当社は中長期的な成長ジャンルとして、VR事業等の新規事業へ積極的な投資を行っております。VR事業においては、VR空間上でライブを開催することが出来るVirtual Live Platform「INSPIX」(注4)の開発に昨年からは着手しております。昨今、首都圏においては劇場・イベント会場の改修工事等のために閉鎖が相次ぐ「2016年問題」というものが取沙汰され、会場不足に拍車がかかっている状況です。そのような中でVirtual Live Platform「INSPIX」ではこのような会場不足に悩まされることなく、多くのVRタレント等が世界中のユーザー(ライブ参加者)に向けてリアルタイムでライブを開催できる仕組みを構築しており、ユーザーが現実のライブ会場に出向くことなく、自宅に居ながらにしてライブを体験できることを目指します。また、国内のみならず世界規模で多くのVRタレント・ユーザーに活用してもらえるVirtual Live Platformを実現するため、中国や北米への展開を決定しております。その他のVR事業としては、認知症予防・進行遅延効果へのVR技術応用に係る共同研究や、VRを活かして痛みを軽減するソリューション開発、VRタレントのマネジメントを手掛ける株式会社岩本町芸能社との業務提携、女性VRアイドル・男性VRアイドル等のIP(注5)の創出等、様々な事業を創造・展開しております。

既存事業においてはオンライン恋愛・婚活サービス「with」を中心としたユーザー同士によるコミュニティ形成にフォーカスした運用型サービスに注力いたしました。「with」については、先行投資としてインターネット広告を中心に積極的なプロモーションを展開していることもあり、国内ソーシャルネットワークのカテゴリにおいて売上ランキングは上位収斂し、ユーザー数は85万人を突破しております。このような中、他社類似サービスとの差別化を図るべく、心理学を活用して最適な男女のマッチングを目指した機能追加や継続的なイベントの実施に取り組んでおります。当該事業については引き続き、ユーザーピリティの向上及び積極的なプロモーションを展開することでユーザー数を拡大していくことが必要であると考えております。

このように、当社は、さらなる成長を目的とした中期事業計画の戦略体系として、新規事業の継続的な創造・立ち上げ・早期収益化・拡大及び既存事業の強化を掲げており、これらの事業成長を実現するために、積極的な人材採用・教育等の人的投資やプロモーションの実施等が必要であると考えております。

このような状況を総合的に勘案すると、当社はVR事業及びコミュニティ事業における中長期の事業成長を見据えたサービス開発・運営を行っていくために、積極的な人材採用・育成等の人的投資が必要であり、また、そうして開発・運営するサービスにユーザーを集客するためには従来以上のプロモーションを実施していくことが必要となるため、これらの資金ニーズを充足することを目的として、本新株予約権の発行による資金調達を行うことにいたしました。

(注) 1. 出典: App Annie

2. 出典: インターナショナルデータコーポレーションジャパン株式会社(東京・千代田区)

3. 出典: 株式会社マッチングエージェント(東京・渋谷区)

4. Virtual Live Platform「INSPIX」は、当社の子会社であるパルス株式会社で開発しております。

5. Intellectual Property(知的財産権)の略称

## (2) 資金調達方法の概要

本新株予約権の発行による資金調達は、ドイツ銀行ロンドン支店(以下「割当予定先」といいます。)に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権には行使停止条項が付されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による第14回乃至第16回新株予約権の全部又は一部の行使を希望しない場合は、割当予定先が第14回乃至第16回新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」といいます。)を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。当社は、本買取契約に従って、第14回乃至第16回新株予約権の全部又は一部について、行使に係る停止指定期間として、任意の期間を指定することができます。停止指定を行う場合には、当社は、停止指定期間開始日の2営業日(「営業日」とは、取引所の取引が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。)前の日までに停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知します。

なお、当社は、何度でも停止指定を行うことができます。また、当社は、割当予定先に対し停止指定を撤回する旨及び停止指定の撤回が効力を生じる日(以下「失効日」といいます。)を記載した書面を交付して通知することにより、停止指定を将来に向かって撤回することができます。

また、当社は、当社取締役会が取得日(本新株予約権の割当日から6ヶ月が経過した日以降の日である必要があります(但し、割当予定先との合意がある場合には6ヶ月経過前の日とすることもできます。))を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

また、本新株予約権の発行による資金調達の特徴として、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」である第15回及び第16回新株予約権に加え、第14回新株予約権を同時に発行しております(以下「本スキーム」といいます。)。各新株予約権の概要は以下の通りです。

## ( ) 第14回新株予約権

第14回新株予約権は、行使価額修正条項に基づき、株価状況に応じて機動的に資金調達を行うことを目的としております。昨今の市況環境下では、当社事業及び業績が良好な局面においても、これらが投資家に評価され、株価に反映されるまでに時間を要する可能性があります。このような局面においても、当社の中長期的な事業成長に必要な資金ニーズが発生する可能性があり、行使価額修正条項が付された第14回新株予約権を発行することにより、当該資金ニーズの機動的な充足を企図しております。

第14回新株予約権には行使停止条項が付されているため、事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、当社が割当予定先による第14回新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することができます。なお、第14回新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されるため、行使価額が修正される頻度が6ヶ月に一度を超える可能性があることから、取引所定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」(以下「MSCB等」といいます。)に該当します。

## ( ) 第15回及び第16回新株予約権(行使停止条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)

第15回及び第16回新株予約権は、それぞれ当初行使価額が5,000円及び7,000円に設定されており、これらは過去の株価推移を参考に、また、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定した目標株価(ターゲット株価)です。2パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行(ターゲット・イシュー)することを企図しております。ターゲット・イシュー・プログラムは、行使価額が現状対比で高い水準に設定されているため、かかる水準以上に株価が上昇した場合のみ希薄化が生じる点で、既存株主の利益に配慮したものであると同時に、当社にとって現状株価対比でより有利な価格での資金調達が可能です。また、ターゲット株価を段階的に設定することで、当社が目指す企業価値の向上プロセスを明確化すると共に、当社の中長期的な業績や企業価値の向上とそれらに応じた資金調達を組み合わせることができるスキームとなっております。

第15回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。

第16回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択決議を行った場合には、当社は直ちにその旨を割当予定先に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、行使価額修正条項が適用されることとなり、行使価額は、当初行使価額である7,000円を下限行使価額として、第16回新株予約権の各行使請求の効力発生日において、第16回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます。かかる設計は、行使期間中に株価が当初行使価額を上回って上昇した場合には調達



資金の増額を企図するものです。なお、行使価額修正選択権を行使するかどうかは、当社財務状況や株価状況に応じて慎重に判断する所存です。

第15回及び第16回新株予約権には行使停止条項が付されているため、事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、当社が割当予定先による第15回及び第16回新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することができます。なお、第15回新株予約権には修正条項が付されていないことから、「MSCB等」には該当しません。一方、第16回新株予約権の行使価額は、行使価額修正選択決議が行われた場合には行使価額修正条項が適用されることとなり、行使価額が修正される頻度が6ヶ月に一度を超える可能性があることから、第16回新株予約権は「MSCB等」に該当します。

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行数	10,000個	3,500個	3,500個
発行価額の総額	7,900,000円	2,369,500円	1,792,000円
発行価額	790円	677円	512円
行使価額	3,050円	5,000円	7,000円
下限行使価額	1,525円	無	7,000円
行使価額の修正	有	無	有
行使期間	3年間	3年間	3年間
行使停止条項	有	有	有

### (3) 資金調達方法の選択理由

本スキームは、いずれの本新株予約権についても、当社が停止指定を通じて行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができます。本スキームには以下の「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリット及びデメリットがありますが、大要以下の点を考慮し、本スキームを選択しております。

まず、「4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載している当社の資金使途は、全てが同時に発生する性質のものではなく、事業進捗に応じて段階的に発生するものです。第15回及び第16回新株予約権により、事業進捗に応じた株価の上昇に伴い段階的に資金調達が達成され、当社の資金需要に合致した調達が可能になります。さらに、第15回及び第16回新株予約権については、現状株価よりも高い行使価額での調達を企図するものであり、原則として、既存株主への影響を抑えながら、当社が自ら設定した株価水準で資金調達を行うことが可能であることから、「(4) 本スキームの特徴 ( ) 他の資金調達方法との比較」に記載の通り、他の資金調達方法を含めて検討した結果、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。

また、本スキームにおいては、第15回及び第16回新株予約権に加え第14回新株予約権が設定されており、比較的早期の時点において発生した資金需要に対応可能とするため、行使価額修正条項を付すことにより、当社の株価が第15回及び第16回新株予約権の行使価額に到達していない場合であっても、その時点での機動的な資金調達が可能となります。当社の属する業界は市場環境の大きな変動が発生しやすい業界であると認識しており、当社の事業進捗と株価動向の関連性が低下する状況も想定されます。こうした状況下において発生した資金需要が、当社の中長期的な事業成長に必要な不可欠と判断した場合には、第14回新株予約権を通じて、当該需要に機動的に対応することが可能です。第16回新株予約権については、「(4) 本スキームの特徴」にも記載の通り、行使価額修正選択権が付されておりますが、下限行使価額を当初行使価額と同水準に設定しております。この結果、当社の株価が当初行使価額を大幅に上回って推移した場合には、行使価額修正選択権を行使し、調達金額を増加させることが可能となります。

加えて、本スキームは、当社が停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができます。

以上のように、本スキームは、当社の事業進捗に応じた資金需要に合致した資金調達が可能とするものであり、かつ、市場環境が変動した場合においても機動的な資金調達が可能とするスキームであり、

「(4) 本スキームの特徴」に記載のデメリットを踏まえても、なお、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断いたしました。

## (4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

## ( ) メリット

当初行使価額(資金調達目標株価)による調達(第15回及び第16回新株予約権)

第15回及び第16回新株予約権については、予め将来の株価上昇を見込んだ上で、当初行使価額(資金調達目標株価)を現状よりも高い水準に設定しております。これにより、当社は、既存株主への影響を抑えながら、株価の上昇局面において効率的かつ現状対比有利な株価での調達が可能になります。

行使価額修正条項による資金調達蓋然性の確保(第14回新株予約権)

第14回新株予約権については、行使価額修正条項を付すことにより、第15回及び第16回新株予約権の行使期間中、株価が残存する新株予約権の行使価額を下回り、新株予約権の権利行使がなされない状況下においても、第14回新株予約権が行使されることにより、資金調達がなされることが期待されます。

行使価額修正選択権(第16回新株予約権)

第16回新株予約権については、当社取締役会において行使価額修正選択決議を行った場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。当社が行使価額修正選択権を持つことにより、行使期間中に株価が当初行使価額(資金調達目標株価)を上回って上昇した場合に、行使価額修正条項の適用を選択することで、調達金額を増加させることが可能です。

行使停止条項

第14回乃至第16回新株予約権について、当社は、割当予定先に対して、停止指定期間を指定することができます。本買取契約において、当社は、割当予定先が第14回乃至第16回新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間として、任意の期間を指定することができるものと定められます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,700,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は予め限定されています。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の割当日から6ヶ月が経過した日以降(但し、割当予定先との合意がある場合には6ヶ月経過前の日とすることもできます。)、残存する本新株予約権を本新株予約権の発行要項第14項記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれの目標価格を設定した第15回及び第16回新株予約権を予め発行しておくことにより、当該目標株価における資金調達がスタンバイできます。

## ( ) デメリット

当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。特に、第15回及び第16回新株予約権の行使価額(資金調達目標株価)は、当社の希望により、平成30年3月2日時点の当社株価よりも高く設定されており、原則として、当社株価が資金調達目標株価を超えて初めて権利行使が行われる可能性が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

株価低迷時に、権利行使がされない可能性

第15回及び第16回新株予約権については、株価が長期的に当初行使価額(それぞれ5,000円及び7,000円)を下回る状況等では権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。行使価額修正条項が付されている第14回新株予約権は、当該新株予約権10,000個の範囲に限定されているため、調達できる資金には限りがあります。また、第14回新株予約権についても、株価が下限行使価額(1,525円)を下回る状況下では、権利行使がされず、同様に資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載の通り、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定であり、本新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り資金調達がなされない可能性もあります。

行使価額の下修正がなされた場合における、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性

第14回新株予約権には行使価額修正条項が付されており、行使価額の下修正がなされた場合には、発行した新株予約権が全部行使された場合でも、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。

#### ( ) 他の資金調達方法との比較

公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

新株発行による第三者割当増資

第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるM S C B)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・オフアリング)

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型のライツ・オフアリングについては、上記の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフアリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

社債又は借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があります。当社の事業特性、財務状況及び本件の資金使途を勘案し、資本金調達が可能であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。当社は、本買取契約に従って、第14回乃至第16回新株予約権の全部又は一部について、行使に係る停止指定期間として、任意の期間を指定することができます。停止指定を行う場合には、当社は、停止指定期間開始日の2営業日前の日までに停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知します。

なお、当社は、何度でも停止指定を行うことができます。また、当社は、割当予定先に対し停止指定を撤回する旨及び失効日を記載した書面を交付して通知することにより、停止指定を将来に向かって撤回することができます。

また、当社は、当社取締役会が取得日(本新株予約権の割当日から6ヶ月が経過した日以降の日である必要があります(但し、割当予定先との合意がある場合には6ヶ月経過前の日とすることもできます。))を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,369,500円
発行価格	新株予約権1個につき677円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	平成30年3月22日(木)
割当日	平成30年3月22日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

(注) 1. 第15回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第14回新株予約権及び第16回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年3月5日付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は350,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において、「割当株式数」という。)は100株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において、「行使価額」という。)は、当初、5,000円とする(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において、「当初行使価額」という。)。但し、行使価額は、本欄第4項に従い調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権を保有する者(以下、文脈に応じて個別に又は第14回新株予約権を保有する者及び第16回新株予約権を保有する者と総称して「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、本項第(2)号 に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,752,369,500円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年3月23日(当日を含む。)から平成33年3月22日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 青山支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり677円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。



組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
--------------------------	-------------

(注) 前記「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等」の注記をご参照下さい。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	3,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,792,000円
発行価格	新株予約権1個につき512円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月22日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	平成30年3月22日(木)
割当日	平成30年3月22日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

(注) 1. 第16回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第14回新株予約権及び第15回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年3月5日付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は350,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準          当社は平成30年3月22日以降、資金調達のため必要があるときは、行使価額修正選択決議(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)を行うことができる。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を保有する者(以下、文脈に応じて個別に又は第14回新株予約権を保有する者及び第15回新株予約権を保有する者と総称して「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)の直前取引日における当社普通株式の取引所における終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り捨てる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度          当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限          「下限行使価額」は、当初、7,000円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 交付株式数の上限          350,000株(平成29年12月31日時点の発行済株式総数に対する割合は2.61%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限          2,451,792,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は350,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「割当株式数」という。)は100株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p>

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「行使価額」という。)は、当初、7,000円とする(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「当初行使価額」という。)。但し、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い修正又は調整される。

### 3. 行使価額の修正

当社は平成30年3月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後別記「(2)新株予約権の内容等」欄外注記に基づく「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等」欄外注記第7項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「修正日」という。)において行使価額の修正が生じることとすることができる(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。)。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、行使価額は、修正日に、修正日の直前の取引日(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「算定基準日」という。)の取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額とする。以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第4項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の取引所における当社普通株式の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、かかる修正後の行使価額が7,000円(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。

### 4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,451,792,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年3月23日(当日を含む。)から平成33年3月22日(当日を含む。)までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 青山支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり512円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 前記「1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等」の注記をご参照下さい。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,262,061,500	19,900,000	7,242,161,500

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の見込額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額です。

## (2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計7,262,061,500円(差引手取概算額の合計7,242,161,500円)となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

なお、充当対象の事業についてはVR事業及びコミュニティ事業を想定していますが、具体的な時期及び配分については事業環境に応じて適宜判断してまいります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等	5,242	平成30年3月～平成33年3月
コミュニティ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費	2,000	

当社は上記の通り、調達する資金を、Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等及びコミュニティ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費へ充当する予定であり、具体的には以下の通りとなります。

Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等

当社は、独自のリアルタイムライブ配信システムであるVirtual Live Platform「INSPIX」の開発を推進し、早期の事業拡大を図るため、エンジニア等の人材を国内・海外において積極的に採用していきます。また、Virtual Live Platform「INSPIX」上でコンテンツを配信するための海外拠点設立・専用スタジオ建設等の設備投資及び外部コンテンツ制作会社への技術的・金銭的支援を行う予定です。さらに、ユーザー集客のための広告宣伝等を行うことで、Virtual Live Platform「INSPIX」を国内外で展開していきます。これらの資金として総額5,242百万円を充当する予定であり、内訳としては国内・海外における人材採用等に係る人件費に2,200百万円、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資に1,500百万円、ユーザー集客のための広告宣伝費等に1,542百万円を想定しております。

## コミュニティ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費

当社は、引き続き、婚活サービス「with」を中心として、ユーザー同士によるコミュニティ形成にフォーカスした運用型サービスに注力する予定であり、ユーザー数の拡大を目的としたインターネット、TVその他の広告媒体を利用したプロモーションを継続的に行うための資金として2,000百万円を充当する予定です。

以上の施策を目的に、当社は平成30年3月5日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、現時点においては上記記載の順序での調達資金の充当を想定しており、まず第14回新株予約権で調達した資金をVirtual Live Platform「INSPIX」開発のための国内・海外における人材採用等に係る人件費に充当することで開発を推進していきます。開発が進むことで企業価値は向上し、第15回及び第16回新株予約権による資金調達が可能となり、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資及びユーザー集客のための広告宣伝費等に調達資金を充当することにより事業成長を企図しております。また、「with」を中心としたコミュニティ事業のユーザー集客のための広告宣伝費にも調達資金を充当することで、さらなる事業成長を見込んでおります。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合には、上記「(1)新規発行による手取金の額」に記載の通り7,242,161,500円となります。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正(第14回及び第16回新株予約権についてのみ)又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記及びの費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手許資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は借入金にて不足分を補完する予定です。

（平成28年5月17日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況）

当社が、平成28年5月17日開催の取締役会にて決議した第8回乃至第10回新株予約権の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
スマートフォン向けアプリ事業拡大のためのエンジニア等の人材の採用・育成等に係る人件費等	940	720	平成28年6月～ 平成30年9月
無料ネイティブアプリ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費	1,118	1,118	平成28年6月～ 平成30年9月
ネイティブソーシャルゲーム事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費	2,256	0	平成28年6月～ 平成30年9月

第8回及び第9回新株予約権による調達資金を、当初の資金使途である「スマートフォン向けアプリ事業拡大のためのエンジニア等の人材の採用・育成等に係る人件費等」には、平成28年6月から平成30年1月までに720百万円を充当しており、「無料ネイティブアプリ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費」には、平成28年6月から平成30年1月までに1,118百万円を充当しております。その結果、コミュニティ事業の「with」がユーザー数を拡大し、国内ソーシャルネットワーキングのカテゴリにおいて売上ランキングは上位収斂するまで事業成長を遂げました。また、ネイティブゲーム事業（注）における新規タイトルの開発も進んでおります。残存する第10回新株予約権により調達する資金については、ネイティブゲーム事業の新規タイトルをリリースした後の広告宣伝費に充当することで、ユーザー数を拡大し事業を成長させることができると考えております。

（注）当社では平成29年9月期第1四半期より、既存ジャンルの枠組みを「無料ネイティブアプリ」、「ネイティブソーシャルゲーム」から「コミュニティ」、「ネイティブゲーム」、「メディア（その他）」へと整理しており、以前の「ネイティブソーシャルゲーム」は「ネイティブゲーム」へと名称を変更しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による本新株予約権の募集とともに、平成30年3月5日付の当社取締役会において、ストック・オプションの目的で、曾我隆二氏（以下「曾我氏」といいます。）に対する第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議しております。

当該新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

< 第17回新株予約権証券 >

(1) 新株予約権の総数

7,511個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式751,100株（1個当たり100株）

(3) 発行価額

100円

(4) 割当日

平成30年3月22日

(5) 払込期日

平成30年3月22日



## (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額

3,050円

但し、当該新株予約権の発行に係る平成30年3月5日付有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）2.」記載の定めにより調整を受けることがあります。

## (7) 行使期間

平成32年12月31日から平成40年3月21日までとします。

## (8) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

## (9) 募集の方法

第三者割当の方法により、曾我氏に割り当てます。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年3月2日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行（Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウナスアンラーゲ 12 (Tausananlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 (2016年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)) 平成29年6月29日関東財務局長に提出 有価証券報告書(2016年度)の訂正報告書 平成29年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 (2017年度中(自平成29年1月1日至平成29年6月30日)) 平成29年9月28日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、ドイツ銀行グループを含む国内外の金融機関に相談し、資金調達の方法の説明や提案を受けました。その後、当社は平成29年12月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べる通り、割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な資金調達方法であるとの結論に至ったため、本日、平成30年3月5日付の取締役会において、本件実施を決議いたしました。なお、ドイツ銀行ロンドン支店は、ドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立されたドイツ銀行の英国ロンドンにおける支店であり、その法人格は同一となります。

上記の通り、当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、「第1募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（4）本スキームの特徴（ ）他の資金調達方法との比較」に記載の通り、他の資金調達方法を含めて検討した結果、今回の資金調達では、本スキームのような、当社の業績や企業価値が向上する場面を着実に捉えて、次の成長資金を調達できる方法を選択したいと考えておりました。ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、行使価額が当初行使価額対比で下方修正されない第15回及び第16回新株予約権により、当社が目指す企業価値の向上プロセスを明確化するとともに、

既存株主の利益に配慮しながら、当社にとってより有利な価格での調達を目指すことができます。さらに、同時に行使価額修正条項を付した第14回新株予約権を発行することで、市場環境の変動により当社の事業進捗と株価動向の連関性が低下した状況下においても、当社の判断と一定の裁量に基づき、資金調達を実現することができます。ドイツ銀行グループは新株予約権による資金調達分野において、発行者の様々なニーズに応じた柔軟な商品設計を行っており、平成19年2月から現在までに、当該分野で28件の実績を有しています。また、当社は、平成28年6月にも、割当予定先に対し、第8回乃至第10回新株予約権を割り当てることで資金調達を行っています。当社は、上記の柔軟な商品設計と豊富な実績及び前回の実績を踏まえ、割当予定先としてドイツ銀行グループが最善であると判断いたしました。

(注) ドイツ銀行ロンドン支店に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数1,700,000株(内訳は以下の通り)

第14回新株予約権	1,000,000株
第15回新株予約権	350,000株
第16回新株予約権	350,000株

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定であり、本新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を売却する可能性があることにより確認しております。

また、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程」第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本買取契約において、第14回及び第16回新株予約権につき、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の通期決算発表(平成30年2月2日提出)に記載されている財務諸表等から、純資産額は634億ユーロ(約8兆3,612億円、換算レート1ユーロ131.87円(平成30年2月23日の仲値))(連結、平成29年12月31日現在)であると確認している他、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みについては本買取契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

#### g. 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行(European Central Bank)及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht(BaFin))の監督及び規制を受けております。また、割当予定先は、イングランド銀行(Bank of England)(プルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第117号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服すると共に、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を、同種の資金調達についての実績が豊富な第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要は行使期間中に一様に発生し資金調達需要が発生している場合に当社は停止指定を実施しないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社による停止指定がない場合には割当予定先は出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うことを含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(第14回新株予約権につき766円から790円、第15回新株予約権につき643円から677円、第16回新株予約権につき485円から512円)を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第14回新株予約権は790円、第15回新株予約権は677円、第16回新株予約権は512円としています。平成30年3月5日付の当社取締役会決議において同時に決議した第17回新株予約権証券(以下「第17回新株予約権」といいます。)とは払込金額が異なりますが、これは、第17回新株予約権と本新株予約権では発行条件が異なるためです。また、本新株予約権の行使価額は今後の当社の成長性を鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現することを目的として、割当予定先との協議により、第14回及び第16回新株予約権の下限行使価額をそれぞれ第14回新株予約権は1,525円、第16回新株予約権は7,000円としています。また、第15回及び第16回新株予約権の当初の行使価額については、平成30年3月2日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第15回新株予約権は63.9%、第16回新株予約権は129.5%、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をいただいております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,700,000株(議決権数17,000個)であり、平成29年12月31日現在の当社発行済株式総数13,415,200株及び平成29年9月30日現在の総議決権数を基準として平成29年12月1日付の株式分割(当社普通株式1株につき2株の割合)(以下「本株式分割」といいます。)を考慮した議決権数133,658個を分母とする希薄化率は12.67%(議決権ベースの希薄化率は12.72%)に相当します。

なお、割当予定先が、本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本スキームの他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は1,700,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(平成29年9月30日現在の総議決権数(本株式分割考慮後)に17,000個を加えた数を分母として計算しております。)は11.28%となる見込みです。

また、第17回新株予約権の発行により増加する潜在株式数と本新株予約権の発行により増加する潜在株式数とを合算すると2,451,100株となり、最大で18.27%(当社総議決権数(平成29年9月30日現在の総議決権数(本株式分割考慮後))に対し18.34%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の停止指定により権利行使をコントロールすることが可能であり、急速な希薄化に一定の歯止めを掛けることが可能であること、前述の通り、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、一層の事業拡大と財務基盤の強化のために充当し、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、将来何らかの事由により資金調達必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能になった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、今般の資金調達については、本新株予約権及び並行して行使される可能性のある第10回新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される株式数2,196,000株に対し、取引所における当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は244,591株(本株式分割を考慮した株数)であり、一定の流動性を有していること、当社が割当予定先に対して本新株予約権の停止指定を行う際、その時点における当社株式の出来高及び売買代金の状況から流動性を考慮した上で、権利行使される新株予約権数を制限することも可能であること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

加えて、第17回新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社の役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的とし、また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えられることから、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと判断しており、本新株予約権と第17回新株予約権を合算した希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数(株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
銭 銀	東京都渋谷区	3,966,600	29.68	3,966,600	25.08
鈴木 貴明	東京都渋谷区	3,966,600	29.68	3,966,600	25.08
ドイツ銀行ロンドン支店 (ドイチェバンクアゲーロ ンドン6100) (常任代理人ドイツ証券)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK (東京都千代田区永田町二 丁目11番1号 山王パーク タワー)	-	-	1,700,000	10.75
曾我 隆二	神奈川県藤沢市	-	-	751,100	4.75
山本 彰彦	東京都目黒区	217,400	1.63	217,400	1.37
山田 理恵	東京都渋谷区	192,200	1.44	192,200	1.22
佐藤 裕介	東京都港区	152,000	1.14	152,000	0.96
柏谷 泰行	東京都渋谷区	119,000	0.89	119,000	0.75
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	66,000	0.49	66,000	0.42
資産管理サービス信託銀行 株式会社(証券投資信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8 番12号	60,000	0.45	60,000	0.38
渡辺 眞吾	秋田県秋田市	60,000	0.45	60,000	0.38
計	-	8,799,800	65.84	11,250,900	71.13

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び割当予定先及び曾我氏以外の「割当後の所有株式数」につきましては、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき、本株式分割を考慮した数を記載しております。

2. 大株主の「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成29年9月30日現在の所有議決権数(本株式分割考慮後)」を、「平成29年9月30日現在の総議決権数(本株式分割考慮後)」で除して算出しております。また、大株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成29年9月30日現在の所有議決権数(本株式分割考慮後。但し、割当予定先については当該議決権数に本新株予約権の行使により割当予定先に交付されることとなる株式数の上限である1,700,000株に係る議決権数17,000個を加算した数、曾我氏については当該議決権数に第17回新株予約権の行使により同氏に交付されることとなる株式数の上限である751,100株に係る議決権数7,511個を加算した数)」を、「平成29年9月30日現在の総議決権数(本株式分割考慮後)に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である1,700,000株に係る議決権数17,000個及び第17回新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である751,100株に係る議決権数7,511個を加算した数」で除して算出しております。

3. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式(1,700,000株)を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先は、株価及び出来高の状況等により、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を短期で売却する可能性があります。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月18日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第1四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月13日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成30年3月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月18日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(平成30年3月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成30年3月5日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社イグニス 本店  
(東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。